

鳥取県告示第112号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	いんくるガーデン	西伯郡伯耆町福岡2227	就労継続支援	平成20年12月1日
〃	〃	いんくる広場	西伯郡伯耆町福岡2100-1	共同生活介護	〃
〃	〃	ヘルパーステーションいんくる	〃	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	〃